

萩・明倫学舎マルシェ出店募集要項

令和6年1月25日

(目的)

第1条 生産者や販売者と消費者の交流の場を作ることで、生産者の販路拡大・所得の向上を目的とする。また、観光客に萩の特産品等をPRすることで市内周遊の促進を図り、市内事業所等における購入につなげる。

(内容)

第2条 萩市内の特産品等の販売、萩市産の特産品等を使った加工品の販売など。

(出店申込について)

第3条 出店の申し込みは、指定の様式を提出または申込フォームにより受け付ける。

(出店料について)

第4条 出店料は無料とする。

(使用するテントについて)

第5条 キッチンカー以外で出店する場合は、原則市が貸し出すテントを使用することとする。(サイズ：3m×3m)

(1) キッチンカーで出店する場合は、テントの貸出しを受けなくてもよいが、出店スペースは一般的な駐車場区画の広さとする。

(出店条件について)

第6条 萩市内に在住または事業所があり、以下のいずれかの要件に該当すること。

- (1) 第1条及び第2条の内容にあった出店であること。
- (2) 萩市の特産品等の生産やその加工品の販売で生計を立てていること。
- (3) 萩市内で飲食店を経営しており、萩市産の農林水産物などを使用すること。
- (4) 萩市内の体験、ワークショップ等の運営者。
- (5) その他市が認めたもの。

※家庭菜園で収穫した野菜等の販売は不可。

※暴力団関係者、および同団体に関係する個人、団体の出店は不可。

(キャンセルについて)

第7条 出店者側の責務により出店をキャンセルされる際は、原則前日までに市へ連絡するものとする。

(その他注意事項について)

第8条 以下のことを注意事項とする。

- (1) ご自身のお店はどこにあるのか、普段どこで商品が買えるのかなど、POP やパンフレット等でお客様へ PR すること。
- (2) 出店配置については市で出店内容を考慮して決定する。
- (3) 会場の雰囲気を大きく損なう大型看板や装飾品等は不可とする。
- (4) 保健所の申請は主催者側で行う。「出店者及び提供品目等に関する内容」を市が指定する期日までに提出すること。
- (5) アルコールを販売する場合、各自で税務署へ「期限付酒類小売業免許届」を申請し、開催前までに市へ許可証の写しを提出すること。
- (6) 既製品の販売は不可とする。
- (7) 当日の会場設営と片付けはやむをえない場合を除いて、関係者全てのものが参加すること。
- (8) 会場は原則禁煙とする。喫煙する際は指定の場所で行うこと。
- (9) 出店者は、出店及び食品販売行為等に関して発生した事故・苦情に対してすべての賠償責任を負うものとする。
- (10) 故意または過失により貸出しの備品を破損した場合は、自己負担で弁償していただく場合がある。
- (11) 火の使用は原則電気のみ可とする。電気を使用する際は各自で発電機を持参することとする。
- (12) 水道は原則使用不可とする。
- (13) 片付けの際に、各自の出店スペース周辺の清掃を必ず行うこと。
- (14) テント重しとして土嚢若しくは水タンクの準備を必ず行うこと。
- (15) その他市の指示に従うこと。従わない場合は出店取りやめの判断をさせていただく場合がある。
- (16) 出店の応募をもって、当出店要項の内容に同意していることとみなす。

(各出店者準備物)

第9条 出店者は、以下のものについて適宜準備するものとする。

- ・テーブルクロス
- ・机
- ・椅子
- ・ゴミ袋（店舗内で出たゴミの処分等）
- ・店の看板、POP、パンフレット等の宣伝物
- ・陳列のレイアウトに必要なもの。（木箱、かご等）
- ・釣銭、領収書等
- ・重し（10kg×4か所） 土嚢若しくは水タンク必須。
- ・その他、出店に応じて必要なもの

(市準備物)

第10条 以下のものを市が準備するものとする。

- ・ズック椅子（飲食スペース用）
- ・テント

（マルシェ開催可否）

第11条 天候など諸般の事情により中止する場合は、出店者及び関係者にメール等で連絡する。